

定 款

(2018.10.1 制定)

株式会社ベルテクスコーポレーション

第 1 章 総 則

第 1 条 当社は、株式会社ベルテクスコーポレーションと称する。英文では Vertex Corporation と表示する。

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 土木建築用コンクリート製品並びに関連資材と原材料の製造及び販売
- (2) 落石防護柵、雪崩予防柵、斜面受圧板等の防災製品の製造、販売並びに防災設備の設計、製造及び販売
- (3) 環境調査及び保全業務、並びに環境事業に関する機械設備等の製造及び販売
- (4) 構築物とこれに付帯する機械設備、機械部品の製造、加工及び販売並びに調査、試験及び診断業務の受託
- (5) 各種窯業製品及び窯業原材料等の製造、加工及び販売
- (6) 鋳鉄鋳造製品及び各種コンクリート製品型枠等の製造、加工及び販売
- (7) 簡易用、公衆用等のトイレ及びその関連製品の製造、加工並びに販売
- (8) 非接触型アイディー・タグ（アイシー・チップを使用した情報認識装置）及びそれに付属する製品の製造、加工、販売並びに賃貸借
- (9) 工業所有権・著作権等の無体財産権及びその他各種ソフトウェアの企画開発、製作、取得並びに販売
- (10) インターネットの接続仲介及びアクセスサービス業並びにインターネットを利用した各種の情報処理・情報提供サービス業
- (11) 映像・情報・広告宣伝媒体等の企画、編集、製作及び販売
- (12) 食料品、酒類及び農林水畜産物とその関連商品並びに地域特産物に関する企画、生産、加工及び販売並びに輸出入
- (13) 建設機械等の産業機械及び農業用機械器具並びに食品加工設備の製造、加工、販売、賃貸借、リース及びレンタル
- (14) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (15) 高齢者向け住宅及び介護施設並びにホテル等の宿泊施設、レジャー施設、スポーツクラブ、公衆浴場施設及び飲食店等の経営、企画、設計、施工並びに運営管理
- (16) 一般廃棄物及び産業廃棄物処理業務並びにこれに関連する機器等の製造、加工、販売及び賃貸借
- (17) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
- (18) 損害保険の代理店業務及び生命保険の募集に関する業務

- (19) 企業・団体の委託を受けて行う次に掲げる業務
 - (ア) 給与計算、帳簿の記帳、金銭の出納及び決算に関する事務の処理業務
 - (イ) 福利厚生事務、保険事務及び採用、異動、保険、退職等に伴う事務の処理業務
 - (ウ) 文書作成、発送その他の文書事務に関する各種作業
 - (エ) 建設工事の設計図書の製作業務
 - (オ) 保養施設の管理運営業務
 - (カ) 新事業創出に関する企画提案
 - (キ) 各種行事、研修、セミナー等の企画、運営及び実施
 - (ク) 事務用品、贈答品等の調達及び保管
 - (ケ) 人材育成のための教育研修事業及びカウンセリング
 - (コ) ビル及びこれに付随する設備のメンテナンス
- (20) 前各号の事業に関連する諸工事の設計、施工、保守及び請負、コンサルティング業務並びに動産の賃貸借
- (21) 前各号の事業に付帯又は関連する一切の事業

2. 当社は、前項各号の事業及び前項に付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条 当社の発行可能株式総数は、92,000,000株とする。

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条 当会社の単元未満株式を保有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下、「買増し」という。）を請求することができる。

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他の株式並びに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第12条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、株主権行使の手続き、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第14条 当会社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、予め公告して、

一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者として行うことができる。

第15条 株主総会は取締役社長がこれを招集しその議長となる。

2. 取締役社長に支障がある場合は、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 当社は、会社法第329条第3項に基づき、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第22条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第26条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

第27条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、ほかに取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社

長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第28条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第29条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 6 章 会 計 監 査 人

第 3 6 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

第 3 7 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 3 8 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 3 9 条 当社は、取締役会の決議によって、会計監査人の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会計監査人との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

第 4 0 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

第 4 1 条 当社は剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議で定めることができる。

第 4 2 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

第 4 3 条 配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第2回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

第2条 変更前定款第16条の削除及び変更後定款第16条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力が生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2018年10月 1日 施行実施

2020年 6月26日 改定

2022年 6月29日 改定

2022年 7月 1日 改定

以上